



鳥取県公報

平成18年 8月25日(金)
第 7 8 1 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (618) (西部総合事務所県民局) 1
	保安林の指定の解除予定 (619) (森林保全課) 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (2件) (620・621) (＃) 2
選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正 (40) 4
海区漁調	漁業の免許の内容等の事前決定に関する公聴会の開催 (2) 4
委 告 示	
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林保全課) 5

告 示

鳥取県告示第618号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年9月20日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年 8月25日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成18年 7月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中海エリア糖尿病療養研究機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

村上 功

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市安倍200 - 1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域住民および糖尿病患者に対して、糖尿病治療研究に関する事業を行い、糖尿病1次予防の講演活動、糖尿病患者の2次、3次予防のための療養指導、医療スタッフの教育、糖尿病臨床研究活動を通して地域貢献に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第619号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年8月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市新開四丁目1540の5、1540の6、1540の15
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
学校教育用地とするため

鳥取県告示第620号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町関金宿字小黒2257の1、2257の3から2257の5まで、2258の1、2258の2、字鎌倉2261の1から2261の3まで、2265の1、2265の2、2266、2267、2268の1、字瀬戸谷2408の1、2408の3、2408の4、2409の1、2410の1、2411の1、2412の1、2413の1、2414、2415の1、2415の2、2416の1、2416の2、2417の1、字小松谷2421の1から2421の3まで、2422の1から2422の9まで、2423の1から2423の3まで、2424の1から2424の5まで、2425、2426の1、2427の1、2428の1、2429の1、字馬場谷2430、2431、2432の1、2433の1から2433の9まで、2434の1から2434の5まで、2434の7、2435の1、2435の2、2437の1から2437の3まで、2438の1から2438の7まで、字天神山2449の1から2449の4まで、2451の1、2451の3、2451の4、2451の7
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町関金宿字滝山ノ内-2274の1、2274の2
- (2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第621号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年8月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町小林字水無原2の3

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町松河原字芋ヶ谷1606の1、豊房字西牛飼尾2053の1、2053の20、字西大平2055の1

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

松河原字芋ヶ谷1606の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第40号

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成18年8月25日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前																		
1 略	1 略																		
2 老人ホーム	2 老人ホーム																		
<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>社会福祉法人敬仁 会ケアハウスル・ ソラリオン名和</td><td>〃</td></tr><tr><td>特別養護老人ホーム 大山やすらぎの 里</td><td>西伯郡大山町唐王208</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		社会福祉法人敬仁 会ケアハウスル・ ソラリオン名和	〃	特別養護老人ホーム 大山やすらぎの 里	西伯郡大山町唐王208	略		<table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>所在地</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>社会福祉法人敬仁 会ケアハウスル・ ソラリオン名和</td><td>〃</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	施設名	所在地	略		社会福祉法人敬仁 会ケアハウスル・ ソラリオン名和	〃	略	
施設名	所在地																		
略																			
社会福祉法人敬仁 会ケアハウスル・ ソラリオン名和	〃																		
特別養護老人ホーム 大山やすらぎの 里	西伯郡大山町唐王208																		
略																			
施設名	所在地																		
略																			
社会福祉法人敬仁 会ケアハウスル・ ソラリオン名和	〃																		
略																			
3 及び 4 略	3 及び 4 略																		

鳥取海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第2号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成18年8月25日（金）から同年9月1日（金）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所

(境港市昭和町9 - 7) 及び鳥取市役所において一般の縦覧に供する。

平成18年 8月25日

鳥取海区漁業調整委員会会長 森 本 成 人

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成18年 9月 4日 (月) 午後 1時30分から

(2) 場所 鳥取市気高町八束水 船磯公民館

2 案件

船磯漁港における区画漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類、その他の者にあつては勤務先を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成18年 9月 1日（金）午後 5時までに鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）浜谷壽美恵の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年 8月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る鳥取市鹿野町鹿野字家後2455の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年 8月 1日付鳥取県告示第548号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

鳥取市鹿野町鹿野字家後2455

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年8月25日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年8月1日付鳥取県告示第549号）の内容

(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山形 時春	日野郡日野町中菅字都合谷1595の2
板井原牧野 農業協同組合	日野郡日野町板井原字下モ山ノ向17の1
松原 貞夫	日野郡日野町金持字朝苅1023の3
若林 治将	日野郡日野町金持字朝苅1024の6
高垣 佳子	日野郡日野町金持字朝苅1024の17
川上 潤一郎	日野郡日野町金持字朝苅1024の25
松原 貞夫	日野郡日野町金持字朝苅1024の27
高橋 繁義	日野郡日野町金持字朝苅1024の42
松原 貞夫	日野郡日野町金持字朝苅1024の44
〃	日野郡日野町金持字朝苅1024の45
高橋 繁義	日野郡日野町金持字朝苅1024の47
山名 主記	日野郡日野町金持字朝苅1024の52
朝位 晶子	〃
梅林 三左男	日野郡日野町金持字朝苅1024の53 (次の図に示す部分に限る。)
若林 順也	日野郡日野町金持字朝苅1024の61 (次の図に示す部分に限る。)
松原 貞夫	日野郡日野町金持字朝苅1024の63
〃	日野郡日野町金持字朝苅1024の66
梅林 隆二	日野郡日野町金持字朝苅1024の68 (次の図に示す部分に限る。)
梅林 三左男	日野郡日野町金持字朝苅1024の71
若林 馬次郎	日野郡日野町金持字朝苅1029

高垣 濟智	日野郡日野町金持字朝苺1030の7 (次の図に示す部分に限る。)
梅林 隆二	日野郡日野町金持字朝苺1030の11
川上 晉次郎	日野郡日野町金持字朝苺1030の12 (次の図に示す部分に限る。)
若林 乙次郎	日野郡日野町金持字朝苺1031の17
中田 猪三郎	日野郡日野町金持字朝苺1031の22
檀田 匡人	日野郡日野町金持字水ノ元1197
柴田 徳藏	日野郡日野町金持字水ノ元1199
若林 伊勢松	〃
若林 乙次郎	〃
若林 嘉太郎	〃
若林 治三郎	〃
若林 重三郎	〃
若林 丈太郎	〃
若林 忠藏	〃
若林 定一郎	〃
若林 平次郎	〃
若林 國藏	〃
松原 久太郎	〃
松原 甚次郎	〃
松原 由太郎	〃
西畑 ふゆ	〃
中田 仲次郎	〃
中田 槌三郎	〃
中田 万吉	〃
梅林 英作	〃
梅林 吉三郎	〃
梅林 金藏	〃
梅林 松藏	〃
檀田 久吉	〃
檀田 勝次郎	〃
檀田 信太郎	〃
松原 貞夫	日野郡日野町金持字長樋1222
松原 与吉	日野郡日野町金持字長樋1229
〃	日野郡日野町金持字長樋1232
山根 幹雄	日野郡日野町金持字ホラ谷1300の1
中田 万吉	日野郡日野町金持字上ミ大塔1407
梅林 平七	日野郡日野町金持字上ミ大塔1409
岩本 勇壽	日野郡日野町金持字茗荷谷1651
岩本 鐵藏	日野郡日野町金持字茗荷谷1653の8
〃	日野郡日野町金持字茗荷谷1654の4
松田 延夫	日野郡日野町金持字茗荷谷1655
枝原 鹿次郎	日野郡日野町金持字茗荷谷1666
舟越 芳子	日野郡日野町金持字茗荷谷1672

〃	日野郡日野町金持字茗荷谷1673
〃	日野郡日野町金持字茗荷谷1674
岩本 勇壽	日野郡日野町金持字茗荷谷1675
〃	日野郡日野町金持字茗荷谷1676
長住 五代	日野郡日野町金持字寸ヶ平8の5
若林 乙次郎	日野郡日野町金持字寸ヶ平8の6
梅林 伸也	日野郡日野町金持字寸ヶ平8の9
中田 猪三郎	日野郡日野町金持字寸ヶ平15の1
若林 晃子	日野郡日野町金持字寸ヶ平15の7
若林 十紀子	〃
若林 長八	日野郡日野町金持字荒神ノ前43
近藤 順一郎	日野郡日野町金持字荒神ノ前47
松原 與吉	日野郡日野町金持字妙見谷64
若林 順也	日野郡日野町金持字中山397の1
松原 良二	日野郡日野町金持字中山397の3
西畑 且己	〃
簡 秀芳	日野郡日野町金持字中山397の5
高橋 繁義	日野郡日野町金持字野谷832の9
松本 利雄	日野郡日野町金持字野谷833の8
若林 乙次郎	〃
中田 吉藏	日野郡日野町金持字野谷834の2
藤原 かつよ	日野郡日野町金持字野谷834の8
松原 巻雄	日野郡日野町金持字野谷835の1
〃	日野郡日野町金持字野谷835の33
櫃田 史和	日野郡日野町金持字野谷835の41
高橋 繁義	日野郡日野町金持字野谷835の45
若林 恭壽	〃
若林 治郎	〃
若林 良治	〃
若林 静子	〃
松原 巻雄	〃
梅林 常次郎	〃
梅林 隆二	〃
櫃田 福男	〃
櫃田 邦一	〃
松原 貞夫	〃
〃	日野郡日野町金持字野谷835の58
梅林 周太郎	日野郡日野町金持字野谷835の72
松原 貞夫	日野郡日野町金持字野谷835の80
高橋 繁義	日野郡日野町金持字野谷835の81
若林 良治	〃
若林 静子	〃
松原 巻雄	〃

梅林 隆二	〃
櫃田 邦一	〃
高垣 濟智	日野郡日野町金持字野谷835の87
小峯 勝	日野郡日野町金持字野谷835の96
若林 静子	日野郡日野町金持字野谷835の98
梅林 隆二	〃
松原 巻雄	〃
〃	日野郡日野町金持字平ル畑右912の4
松原 貞夫	〃
生田 千壽	日野郡日野町金持字平ル畑右912の43
櫃田 一二	日野郡日野町金持字平ル畑右912の45
松原 巻雄	日野郡日野町金持字平ル畑右912の55
櫃田 福男	日野郡日野町金持字平ル畑右912の58

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

